

2017年3月11日

同志社大学学長 松岡敬様

学校法人同志社理事長 水谷誠様

浅野健一先生の教壇復帰へのお願い

私たちは、貴学の浅野健一教授(京都地裁民事6部・地位確認訴訟の原告)の地位裁判を支援する市民の有志です。1994年4月から2014年3月までの20年間、大学院社会学研究科メディア学専攻博士後期課程・社会学部メディア学科で教鞭をとってきた元共同通信記者の浅野先生の教壇復帰を検討するようお願いいたします。

貴学において、浅野先生が担当していた科目(計10科目)のうち、8科目(「新聞学原論Ⅰ」「新聞学原論Ⅱ」、大学院科目の「新聞学」「メディア制度責任論」「国際報道論」など)が2014・15・16年度において休講になっています。私たちも履修生・聴講生として、もしくは将来的に同志社の学生となることで、これらの講義を受講して学ぶことが可能なはずです。京都の大学に学ぶ学生は、大学コンソーシアム京都の単位互換制度を利用して単位認定を受けることもできます。現在の状態ではこの権利を行使することはできません。こうした講義で扱うテーマは、現場での経験を基にした新聞・ジャーナリズム論を持つ浅野先生からしか学ぶことができないと私たちは考えます。また、浅野先生はこれまで、講義・演習のほかにも、貴学の教員として、市民に公開されたシンポジウムや講演会を度々開いていました。このような機会が制限されている現状を遺憾に思います。

浅野先生の地位確認請求裁判で京都地裁は3月1日、「同志社大学の教職員は65歳定年が原則」「70歳までの大学院教授の定年延長は慣行ではなく、原告は必要と認められなかった」などとして、請求を棄却しました。同志社大学側の主張を認めたこの判決の認定によりますと、浅野先生は就業規則どおりに「65歳で定年退職」したことになります。円満退職というわけです。そうであれば、定年退職後に、嘱託講師(非常勤講師)・特別任用教授・客員教授として教壇に復帰させることが可能になるのではないのでしょうか。貴学の英断で、雇用形態はどのようなものであれ、すぐに教壇に復帰させることは可能であるはずで、浅野先生を来年度2017年4月から始まる春期から、何らかの形で教員として任用し、3年にわたり休講になっている科目を開講してください。貴学が、多くの市民の声をお聞き入れくださるよう切に願います。

浅野先生の教壇復帰を求める会郵送先; 〒168-0064 東京都杉並区永福4-3-2 山際永三  
(浅野教授の労働裁判を支援する会代表、電話 03-3328-7609、携帯 090-4614-3750、  
eizoyama@asahi.email.ne.jp)

